

質問への回答 Q & A

Q1. 職場復帰支援・療養指導料や社会復帰支援指導料における"60歳以上の被災労働者"に対する加算点数が設けられました。従来の指導料の点数に加えて算定をする認識でよろしいでしょうか。

A1. 60歳以上の被災労働者に対する加算は、職場復帰支援・療養指導料または社会復帰支援指導料の所定点数に上乗せして算定する取扱いとなります。ただし、加算の算定要件を満たしていることが前提となります。

Q2. 改正後の障害の診断書について、⑩上下肢等関節角度測定表（スライド37）に「障害のある必要部分のみ記載してください。また患側だけでなく、健側も記載してください」とありますが、健側の測定が必要なのでしょうか。基本健側の測定は行っておりません。

A2. 改正後の様式では、障害の程度を適切に判定するため、原則として患側・健側の両方の記載をお願いしています。健側の測定を通常実施していない場合でも、可能な限り測定の上、ご記載ください。測定が困難な場合は、その理由を診断書内にご記載ください。

Q3. 労災治療中に患者の自己中断の場合、何か月を目安に治癒としてよいのか。

A3. 患者の自己中断については、何か月経過したら治癒とするという明確な基準はありません。

一般的に、最終受診日をもって中止（自己中断）と取り扱うことが多いのですが、治癒の判断は被災労働者の症状経過等を踏まえた医師の医学的判断によります。

令和8年度 労災保険請求・交通事故診療 実務講演会
質問への回答 Q & A

労災保険請求関係

Q4. 「治療に係る私病」を摘要欄に記入とあるが、入院における、糖尿病、高血圧症等について特食加算に係るものとして記入と解釈してよろしいですか。

A4. 「治療に係る私病」は、特別食加算の対象となる糖尿病、高血圧症等の私病を指すものと考えて差し支えありません。摘要欄には、算定根拠となる私病名をご記載ください。
なお、業務上の傷病の治療上明らかに必要と認められない場合や、業務上の傷病の治療に関連しない場合には、労災給付の対象とはなりません。

Q5. 二次性骨折予防継続管理料Ⅰを算定した場合、骨塩定量（今までは査定されています）～骨粗鬆症の検査または投薬については給付されますか。

A5. 骨粗鬆症は基本的に私病のため、骨粗鬆症の検査及び投薬についても基本的に査定となります。
ただし、骨粗鬆症の治療がされていない場合であって、重度骨粗鬆症診断基準を満たしている場合は個別判断となります。

※上記の「質問への回答 Q&A」は、令和8年7月22日に開催した本講演会において、参加会員医療機関よりいただいた質問を取りまとめたものです。当会では会員医療機関からの疑問・質問・困った事例の相談にいつでも対応いたしますので、当会事務局までお気軽にご連絡ください。

※質問への回答については、本講演会の内容と関連通知（令和8年7月31日時点の情報）等をもとに、当会独自の見解を含むものとして、交通事故診療、労災保険診療に関わる実際の事務手続きやレセプト請求において会員医療機関に参考にしていただくことを目的に作成しております。
回答内容の利用等によって生じる直接的又は間接的な損害等については、当会では一切の責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。